株式移転につき株券等提出公告

当社は、協立薬品株式会社及び株式会社アピスSキューブと共同して株式移転による完全親会社として株式会社アピスMCホールディングスを設立することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十一年十月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月十四日

大阪府茨木市東太田三丁目七番二号

株式会社アピスファーマシー

代表取締役　三好千代子

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社アピスファーマシー及び株式会社アピスSキューブと共同して株式移転による完全親会社として株式会社アピスMCホールディングスを設立することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十一年十月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月十四日

大阪府茨木市高田町一一番一号

協立薬品株式会社

代表取締役　吉原　徹

株式移転につき株券等提出公告

当社は、協立薬品株式会社及び株式会社アピスファーマシーと共同して株式移転による完全親会社として株式会社アピスMCホールディングスを設立することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十一年十月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月十四日

大阪市北区梅田一丁目一番三―六〇〇号

株式会社アピスSキューブ

代表取締役　川越　敏章

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宋鄭還が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十四日

東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号

好孩子香港有限公司

日本における代表者　宋　鄭還

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩本弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十四日

東京都渋谷区神宮前六丁目二五番一四号神宮前メディアスクエアビル

サテライト・テレビジョン・エイジアン・リジョン・リミテッド

日本における代表者　岩本　弘

限定承認公告

本籍東京都世田谷区代田五丁目七〇一番地、最後の住所東京都日野市南平九丁目二九番地の一　被相続人　亡　藤木　良重

右被相続人は平成二十一年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十一年八月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十四日

東京都日野市南平四―一四―二〇

相続財産管理人　藤木　智之

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市田浦町二丁目七八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岸　喜美子

右被相続人は平成二十一年五月八日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十四日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十四日

横浜市金沢区富岡東三丁目九番二三―六〇二号　相続財産管理人　岸　浩光

限定承認公告

本籍富山県富山市八尾町外堀六五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　修二

右被相続人は平成二十一年六月九日死亡し、その相続人は平成二十一年九月二日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十四日

富山県富山市八尾町外堀六五六番地

相続財産管理人　小林よし子

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月七日の総社員の同意により、名称を一般社団法人護誠塾総本部に変更して、通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十四日

岐阜県安八郡神戸町大字神戸一四八一番地の八　無限責任中間法人護誠塾総本部

代表社員　工藤　實

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、平成二十一年八月十九日開催の『第一生命第3回基金流動化特定目的会社第一回特定社債（一般担保付）』の特定社債権者集会における決議について、同年九月一日付で裁判所の認可決定（平成二十一年（ヒ）四一六号）がありました。これにより、右特定社債権者集会決議の効力が発生し、当社の資産流動化計画「二2（9）①ロ」柱書末尾記載の「当該特定社債権者集会決議にてかかる同意がなされるかどうかについては未確定である。」との部分が確定しましたので、当社は、資産の流動化に関する法律第一五一条第三項第三号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第二項第二号に従い、資産流動化計画の変更を行いましたので公告いたします。

平成二十一年九月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

第一生命第3回基金流動化特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少し金二百四十八億六千万円とし、発行済優先出資総口数百万二千四百口のうちの八千口（但し、A号優先出資について〇口、B号優先出資について八千口）を一口に対して二万五千円をもって有償消却することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月十五日であり、社員総会の決議は、平成二十一年九月十一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月七日付官報の号外第七十四号九十三頁に掲載されています。

平成二十一年九月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ハイランド特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億五千万円減少し金三十六億九千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月十五日であり、社員総会の決議は、平成二十一年九月十一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年五月十八日付官報の号外第百二号八十八頁に掲載されています。

平成二十一年九月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

虎ノ門ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十一年六月二十二日（号外第一三〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑩営業保証金の額「315万円」とあるは「300万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年九月十四日

東京都新宿区西新宿八丁目一二番一号

株式会社ジャパンシティートラベル

代表取締役　島立健太郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年八月二十八日（号外第百八十四号）目次欄中（印刷訂正）			一四	二三
			所得	取得

平成二十一年七月十五日公布厚生労働省令第百三十号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令）（原稿誤り）

三三	二三	「第六項及び第七項」	「第百四十条第六項及び第七項」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十一日付特第一九号ニ　政府調達第一七〇号四〇ペ　ージ●同月十四日付第一九七号九六ページ●同日付　ージ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）